

「JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書」締結について

実績評価基準改正に伴い、「JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する第 1 号議案で決議承認された改正後の基準に関する JPRS との覚書」の締結についての承認を求める。

< 現「覚書」との相違点 >

青字部分は追加、赤字部分は年度／年月日等の変更とリナンバリングの反映

| | 現状 | 改正後 |
|---|--|--|
| 冒頭 < 一般社団法人化 > | 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター | 一般 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター |
| 第 2 条 1 項 < 今回の理事会承認日を反映 > | 1. 乙は、移管契約第 13 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 10 項までの各項に定める乙の責任事項について、その違反の有無の判断基準を、甲が 2012 年 11 月 7 日に理事会承認した「JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される JPRS の責任事項に関する実績評価基準」のとおりとすることに同意する。 | 1. 乙は、移管契約第 13 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 10 項までの各項に定める乙の責任事項について、その違反の有無の判断基準を、甲が 2021 年 12 月 2 日 に理事会承認した「JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条で規定される JPRS の責任事項に関する実績評価基準」のとおりとすることに同意する。 |
| 第 4 条 3 項 (2) < 現在有効な改定日に変更 > | (2) 甲が 2011 年 11 月 11 日に制定し 2012 年 11 月 7 日に改定した「JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会規程（有識者評価委員会規程）」に定める委員会に対して開示する場合（第 2 条に基づき、乙が甲に報告した内容に限る） | (2) 甲が 2011 年 11 月 11 日に制定し 2016 年 3 月 18 日 に改定した「JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条に関する有識者評価委員会規程（有識者評価委員会規程）」に定める委員会に対して開示する場合（第 2 条に基づき、乙が甲に報告した内容に限る） |
| 第 5 条 < 適用開始年度 > | この覚書は、乙の 2012 年度以降に関する報告から適用されるものとする。 | この覚書は、乙の 2022 年度 以降に関する報告から適用されるものとする。 |
| 第 8 条 < 新たに第 8 条を設け、現在の覚書と新たな覚書の規定内容の相互関係及び今後における現在の覚書の取り扱いを規定 > | | 第 8 条（2013 年覚書の解約等） <u>乙の 2021 年度に関する報告については、2013 年 3 月 13 日付で甲乙間で締結した「JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書」（以下「2013 年覚書」という。）が引き続き適用される。甲及び乙は、この覚書の締結により、当該報告の完了をもって 2013 年覚書が解約されることに合意する。</u> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>別紙 1-3</p> <p><1-3 として追加する基準を規定></p> | <p>1-3. Whois サービス運用実績</p> <p>+報告対象期間中の、所定の停止時間を越える計画停止以外のサービス停止事象</p> <p>o 事象ごとの、発生日時、復旧日時、内容、原因、対策</p> | <p><u>1-3 ; JP DNS における DNSSEC の運用実績</u></p> <p><u>+報告対象期間中の、検証失敗となる時間が所定の時間を越える計画停止以外の事象</u></p> <p><u>o 事象ごとの、発生日時、復旧日時、内容、原因、対策</u></p> |
| <p>別紙 1-4</p> <p><現在の 1-3~1-5 をリナンバリング></p> | <p>1-4. DNS に関する重要情報の発信実績</p> <p>+報告対象期間中の、DNS に関して「JPRS が知りえた情報で重要と判断したもの」(注)の日本語による情報発信実績</p> <p>o 情報発信した内容の全文(Web ページの印刷)</p> <p>注: ISC からの BIND のセキュリティに関する情報で、深刻度が「高 (High)」以上であるもの</p> | <p><u>1-4. Whois サービス運用実績</u></p> <p>+報告対象期間中の、所定の停止時間を越える計画停止以外のサービス停止事象</p> <p>o 事象ごとの、発生日時、復旧日時、内容、原因、対策</p> |
| <p>別紙 1-5</p> <p><現在の 1-3~1-5 をリナンバリング></p> | <p>1-5. ICANN 会合 (ccNSO 会合) への参加実績</p> <p>+報告対象期間中の、ICANN 会合 (ccNSO 会合) への参加実績</p> <p>o 会合日程、JPRS からの参加人数、参加者氏名</p> | <p><u>1-5. DNS に関する重要情報の発信実績</u></p> <p>+報告対象期間中の、DNS に関して「JPRS が知りえた情報で重要と判断したもの」(注)の日本語による情報発信実績</p> <p>o 情報発信した内容の全文 (Web ページの印刷)</p> <p>注: ISC からの BIND のセキュリティに関する情報で、深刻度が「高 (High)」以上であるもの</p> |
| <p>別紙 1-6</p> <p><現在の 1-3~1-5 をリナンバリング></p> | <p>1-6. ICANN 会合 (ccNSO 会合) への参加実績</p> <p>+報告対象期間中の、ICANN 会合 (ccNSO 会合) への参加実績</p> <p>o 会合日程、JPRS からの参加人数、参加者氏名</p> | <p><u>1-6. ICANN 会合 (ccNSO 会合) への参加実績</u></p> <p>+報告対象期間中の、ICANN 会合 (ccNSO 会合) への参加実績</p> <p>o 会合日程、JPRS からの参加人数、参加者氏名</p> |

なお改正後の覚書全文については次頁以降ご参照

< 現「覚書」との相違点 >

青字部分は追加、赤字部分は年度／年月日等の変更とリナンバリングの反映

JPドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書

一般 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「甲」という。）と株式会社日本レジストリサービス（以下「乙」という。）は、2002年1月31日付で甲乙間で締結した「JPドメイン名登録管理業務移管契約」（以下「移管契約」という。）について次のとおり合意する。

第1条（目的）

この覚書は、移管契約第13条及び第14条に関して、甲が次の事項を判断するのに資するよう、乙が甲に対して報告すべき事項について定める。

- (1) 移管契約第14条第3項に基づく乙の責任事項違反の有無
- (2) 乙が破産若しくは支払不能の状態になったか否か

第2条（乙の責任事項についての報告）

1. 乙は、移管契約第13条第1項、第2項及び第4項から第10項までの各項に定める乙の責任事項について、その違反の有無の判断基準を、甲が**2021年12月2日**に理事会承認した「JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条で規定されるJPRSの責任事項に関する実績評価基準」のとおりとすることに同意する。
2. 乙は、甲が前項の判断をするための当年度分（年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、以下同様とする。）の報告資料として別紙記載の資料を翌年4月に甲に書面で報告する。

第3条（財務及び経理に関する報告）

1. 乙は、移管契約第14条第2項に規定する財務及び経理等に関する当年度分の報告として、計算書類（乙の定時株主総会で承認された貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表のことをいう。）を翌年4月に書面で甲に提出する。
2. 前項の定めにかかわらず、乙は、乙が裁判所により破産手続開始決定を受けた場合若しくは支払不能と判断された場合、又は、乙が破産手続開始の申し立てをした場合若しくは申し立てを受けた場合には、当該時点での財務状況について速やかに甲に通知する。

第4条（守秘義務）

1. 甲は、前2条に基づき乙が甲に報告した内容（以下「報告内容」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、報告内容を知る必要がある甲の役員及び職員以外のいかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはならない。ただし、法令上の根拠に基づく開示等の請求を受けた場合についてはこの限りでない。
2. 甲は、報告内容について、第1条に掲げる目的以外に使用してはならない。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、甲は、以下の場合、第三者に対し、報

告内容を開示することができる。この場合において、甲は、当該第三者に対し、報告内容につき、この覚書で甲が負う義務と同等の義務を課すものとする。

- (1) 乙から書面による事前の承諾を得た場合
- (2) 甲が2011年11月11日に制定し2016年3月18日に改定した「JPドメイン名登録管理業務移管契約第13条に関する有識者評価委員会規程（有識者評価委員会規程）」に定める委員会に対して開示する場合（第2条に基づき、乙が甲に報告した内容に限る）
- (3) 移管契約第14条第2項に基づいて政府当局に対して開示する場合（第3条に基づき、乙が甲に報告した内容に限る。またこの場合、本条第2項を適用しない）

第5条（有効期間）

この覚書は、乙の2022年度以降に関する報告から適用されるものとする。

第6条（変更）

甲及び乙は、この覚書の内容について変更が必要な場合には、甲乙協議の上、書面による合意をもって変更することができる。

第7条（その他）

この覚書に定めのない事項に関しては、法令及び移管契約の定めに従うほか、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

第8条（2013年覚書の解約等）

乙の2021年度に関する報告については、2013年3月13日付で甲乙間で締結した「JPドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書」（以下「2013年覚書」という。）が引き続き適用される。甲及び乙は、この覚書の締結により、当該報告の完了をもって2013年覚書が解約されることに合意する。

この覚書成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各その1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都千代田区内神田3-6-2
アーバンネット神田ビル4F
一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長 後藤 滋樹

乙 東京都千代田区西神田3-8-1
千代田ファーストビル東館13F
株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹

■JP ドメイン名登録管理業務移管契約に関する覚書 別紙

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 10 項までの各項に定める株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という。）の責任事項について、以下を記した資料を JPRS から一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」という。）に提出する。

1-1. レジストリデータベース運用実績

- + 報告対象期間中の、所定の停止時間を越える計画停止以外のサービス停止事象
 - o 事象ごとの、発生日時、復旧日時、内容、原因、対策

1-2. JP DNS サービス運用実績

- + 報告対象期間中の、所定の停止時間を越える計画停止以外のサービス停止事象
 - o 事象ごとの、発生日時、復旧日時、内容、原因、対策

1-3. JP DNS における DNSSEC の運用実績

- + 報告対象期間中の、検証失敗となる時間が所定の時間を越える計画停止以外の事象
 - o 事象ごとの、発生日時、復旧日時、内容、原因、対策

1-4. Whois サービス運用実績

- + 報告対象期間中の、所定の停止時間を越える計画停止以外のサービス停止事象
 - o 事象ごとの、発生日時、復旧日時、内容、原因、対策

1-5. DNS に関する重要情報の発信実績

- + 報告対象期間中の、DNS に関して「JPRS が知りえた情報で重要と判断したもの」（注）の日本語による情報発信実績
 - o 情報発信した内容の全文（Web ページの印刷）

注：ISC からの BIND のセキュリティに関する情報で、深刻度が「高（High）」以上であるもの

1-6. ICANN 会合（ccNSO 会合）への参加実績

- + 報告対象期間中の、ICANN 会合（ccNSO 会合）への参加実績
 - o 会合日程、JPRS からの参加人数、参加者氏名

2-1. JP ドメイン名諮問委員会の設置

- + JP ドメイン名諮問委員会の設置を明記した文書
 - o 株式会社日本レジストリサービス定款

2-2. JP ドメイン名諮問委員会 開催実績

- + 報告対象期間中の、JP ドメイン名諮問委員会開催の記録
 - o JP ドメイン名諮問委員会 議事録要旨 (Web ページの印刷)

4-1. JP ドメイン名紛争処理方針の採用

- + JPNIC の制定する「JP ドメイン名紛争処理方針」の採用を明記した登録規則

4-2. JP ドメイン名紛争処理方針に従った紛争処理実績

- + 報告対象期間中の、JP ドメイン名紛争処理方針に従った紛争処理実績一覧
 - o 事件番号、ドメイン名、裁定結果、結果通知日、裁定実施日

5-1. JP ドメイン名それ自体に関する財産権の主張の不存在

- + JP ドメイン名それ自体に関する財産権を主張していないことの表明

6. ccTLD スポンサー契約に記述されたポリシーの遵守

- + G1. IANA データベース登録情報
- + G2. ポリシーの遵守について ICANN から特段の不满の提示がないことの表明
- + G3. 指定された RFC へ準拠していることの表明
- + G4. 国際化ドメイン名サービスに関する承認文書

7-1. 地位譲渡事実の不存在

- + 地位を譲渡していないことの表明

8-1. ICANN へ通知していない技術的運用業務の委託の不存在

- + ICANN へ通知していない技術的運用業務の委託がないことの表明

9-1. 契約上、財産権について当該の記述を明記していない委託業務の不存在

- + 上記 8-1 の契約上、財産権について当該の記述を明記していない委託業務を行っていないことの表明

10-1. JPNIC と政府が承認したエスクローエージェントとの契約締結

- + JPNIC と政府が承認したエスクローエージェントとの契約が締結されていることの表明

以上